

事務連絡  
令和4年8月26日

小・中・義務教育学校長 殿

教育委員会保健給食課

### 学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、令和4年8月19日付け文書文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より通知のありました「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の改訂を受け、本市での対応を下記のとおりといたします。ご対応よろしくお願いたします。

#### 記

##### 1. 学級閉鎖および検査について

【変更前】学級内にて感染者が1名発生した場合、小学校低学年児童にはPCR検査、小学校高学年児童には抗原検査を実施し陰性を確認出来た者は登校再開とする。

【変更後】学級内での感染拡大が懸念される場合、小学校低学年児童にはPCR検査、小学校高学年児童および中学校生徒は抗原検査を実施し陰性を確認出来た者は登校再開とする。

学級内での感染拡大が懸念される場合とは、

- ・学級内にて感染者が複数発生した場合
- ・未診断の風邪等の症状を有する者が複数発生した場合
- ・学級内に濃厚接触者が存在する場合 等 とする。

なお、感染者が複数発生した場合でも、その感染経路に関連がない場合（児童A、Bとも家庭内感染の疑いが濃厚である場合など）は「学級内で感染拡大している」と見做さず、この例に該当しないこととします。

##### 2. その他

○抗原検査キットについては、教育委員会保健給食課で備蓄しておりますので、これまでどおり適宜必要数量を要望してください。

○上記取り扱いが原則ですが、行事、イベント等の際の対応等、状況に応じ柔軟に対応するため、不明な点は適宜保健給食課までご相談ください。

○オンライン学習については、状況に応じて急きょ実施することも考えられますので、柔軟に対応できるようあらかじめ準備をお願いします。

○この対応は、夏季休業明けより適用いたします。

問合わせ先  
教育委員会保健給食課  
TEL029-273-0111 内線 7342